

民間資金等活用事業推進委員会 第17回計画部会

会議資料

平成31年3月18日(月)



ひと、暮らし、
みらいのために

厚生労働省 医薬・生活衛生局

「PPP/PFI推進アクションプラン(平成30年改訂版)」の進捗状況

PPP/PFI推進アクションプラン(平成30年改訂版)に掲げる具体的取組	平成30年度末までの取組
<p>内閣府等関係府省と連携しつつ、広域連携や官民連携の促進のための地方公共団体の取組を厚生労働省及び総務省が連携して支援する。また、水道事業の経営の持続可能性を確保するため、平成30年3月に国会に提出された水道法の一部を改正する法律案の施行を見据え、速やかに広域連携を推進するための目標設定について検討し、成案を得る。</p>	<p>厚生労働省及び総務省で連携し、各種会議等の場において、先進的な取組について、地方公共団体に情報提供した。</p> <p>また、広域連携や官民連携を推進し、水道の基盤を強化するための水道法の一部を改正する法律案は、衆議院で可決(7月5日)したものの継続審査となっていたが、先般の臨時国会において成立(12月6日)に至った。</p> <p>今後、各都道府県において、改正法に基づき、広域連携の推進も含め水道事業の基盤強化を図るための水道基盤強化計画を策定することとなるが、基盤強化計画の策定に先立って、同計画の策定を見据えた広域化の推進方針やこれに基づく当面の具体的取組の内容等を定める「水道広域化推進プラン」を平成34年度までに策定することとし、地方公共団体への通知により要請した。</p>
<p>次に掲げる措置等により、平成26年度から平成30年度までを集中強化期間として、6件の具体化を目標とする。なお、平成30年3月に国会に提出された水道法の一部を改正する法律案や、平成30年2月に国会に提出されたPFI法の一部を改正する法律案で規定する上下水道事業に係る債務を地方公共団体が運営権対価で繰上償還する際の補償金の免除措置を通じて、制度の改善やインセンティブ設計を行っており、合わせて、既に検討に着手している案件について、事業開始まで切れ目ない支援を行うことにより、コンセッション事業の着実な導入促進を図る。</p>	<p>地方公共団体におけるコンセッション方式の検討状況については、これまでに6つの地方自治体において、資産評価(デューディリジェンス)又は同等の検討が終了した。その上で、既に検討に着手している自治体と定期的に意見交換を実施することにより切れ目ない支援を行っている。</p>

「PPP/PFI推進アクションプラン(平成30年改訂版)」の進捗状況

PPP/PFI推進アクションプラン(平成30年改訂版)に掲げる具体的取組	平成30年度末までの取組
<p>水道法の一部を改正する法律案が成立した場合、水道事業におけるコンセッション制度の運用について、事業の安定性、安全性、持続性の確保に留意するとともに、新たな許可制度の運用について詳細を検討する。</p>	<p>平成30年12月6日に水道法の一部を改正する法律が成立した。今後、法律の施行に向けて、新たな許可制度の運用について詳細に検討する予定。</p>
<p>水道分野において先導的に取り組む地方公共団体に対しては、案件形成に向けて他分野での先進的な取組事例に関する情報提供や助言等により継続的な支援を行う。</p>	<p>水道分野における官民連携推進協議会において、他分野の先進事例である公共下水道におけるコンセッション事例(浜松市)や工業用水道分野の動向等に関する情報提供等を実施するとともに、宮城県など先進的に取り組む水道事業者に対して定期的に技術的助言や意見交換を行った。</p>

水道法の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 関係者の責務の明確化

- ①国、都道府県及び市町村は水道の基盤の強化に関する施策を策定し、推進又は実施するよう努めなければならないこととする。
- ②都道府県は水道事業者等(水道事業者又は水道用水供給事業者をいう。以下同じ。)の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならないこととする。
- ③水道事業者等はその事業の基盤の強化に努めなければならないこととする。

2. 広域連携の推進

- ①国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めることとする。
- ②都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。
- ③都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができることとする。

3. 適切な資産管理の推進

- ①水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つように、維持及び修繕をしなければならないこととする。
- ②水道事業者等は、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、保管しなければならないこととする。
- ③水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととする。
- ④水道事業者等は、水道施設の更新に関する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、公表するよう努めなければならないこととする。

4. 官民連携の推進

地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣等の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権※を民間事業者に設定できる仕組みを導入する。

※公共施設等運営権とは、PFIの一類型で、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。

5. 指定給水装置工事事業者制度の改善

資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定※に更新制(5年)を導入する。

※各水道事業者は給水装置(蛇口やトイレなどの給水用具・給水管)の工事を施行する者を指定でき、条例において、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が行う旨を規定。

施行期日

公布の日(平成30年12月12日)から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日(ただし、3. ②は施行の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日まで、適用しない。)

改正水道法に基づく広域連携の取組の推進(イメージ図)

厚生労働省

基本方針(改正水道法第5条の2)

水道の基盤を強化するための基本的な事項、施設の計画的な更新、健全な経営の確保、人材確保・育成、広域連携の推進等について定める。

<都道府県・水道事業者等への支援>

- 計画策定に関するガイドラインの公表、懇談会等における優良事例の横展開等の技術的支援
- 広域連携、耐震化、台帳整備等への財政的支援

都道府県

基本方針に基づき策定

都道府県の責務(改正水道法第2条の2)

水道事業者等の広域的な連携を推進するよう努めなければならない

水道基盤強化計画(改正水道法第5条の3)

水道の基盤強化に向けた具体的な実施計画

水道事業者等との間の広域連携等を含む水道の基盤強化に向けた実施計画であり、広域連携の対象区域や連携等を行うに当たり必要となる施設整備の内容等を具体的に定める。

圏域①

- ・構成自治体(A市・B市)
- ・連携内容(水道事業の統合等)
- ・施設整備内容(連絡管整備事業)

圏域②

- ・構成自治体(C市・D市)
- ・連携内容(管理システムの統合等)
- ・施設整備内容(システム整備事業)

...

圏域⑤

- ・構成自治体(X市・Y市)
- ・連携内容(浄水場の共同設置等)
- ・施設整備内容(浄水場整備事業)

広域的連携等推進協議会(改正水道法第5条の4)

広域的な連携の推進に関して協議を行うために都道府県が設置

(構成員)

- ・都道府県
- ・市町村
- ・水道事業者
- ・水道用水供給事業者
- ・学識経験者、その他都道府県が認める者

意見

水道広域化推進プラン

平成31年1月25日付け総務省自治財政局長、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官連名通知により、都道府県に対して2022年度末までの策定を要請。

水道基盤強化計画の策定を見据え、多様な広域化のシミュレーションを実施し、その具体的な効果を比較した上で、広域化の推進方針及びこれに基づく当面の具体的取組の内容やスケジュール等を記載。最終的には水道基盤強化計画に引き継がれることを想定。

水道事業者等

- ・水道基盤強化計画に基づく広域連携の推進
- ・施設の適切な維持管理
- ・水道施設台帳の整備
- ・アセットマネジメントの実施
- ・収支見通しの作成及び公表
- ・水道施設の計画的な更新
- ・水道事業の基盤強化に向けた取組等

水道分野における官民連携推進協議会

我が国の水道分野(水道事業及び工業用水道事業)が抱える様々な課題に対して、コンセッション方式を含む官民連携の推進や広域化など多様な形態による運営基盤の強化を推進することが不可欠である。そのため、厚生労働省と経済産業省が連携し、官民連携に一層取り組みやすい環境を整え、水道事業者等と民間事業者との連携(マッチング)を促進することを目的とした「水道分野における官民連携推進協議会」を全国各地において開催している。

平成30年度の実施内容例

○先進事例及び国の取組の発表

- ・水道事業者及び民間事業者の取組発表(例)
 - 下水道事業へのコンセッション方式の導入について(水道事業者)
 - 上工下水一体官民連携運営について(水道事業者)
 - 官民連携の導入事例と参考ツールについて(民間事業者)
- ・厚生労働省、経済産業省の取組発表

○グループディスカッション

水道事業者は事業が有する課題、民間事業者はそれぞれが有する水道に関する技術・事業内容を発表し、ディスカッションする。

○フリーマッチング

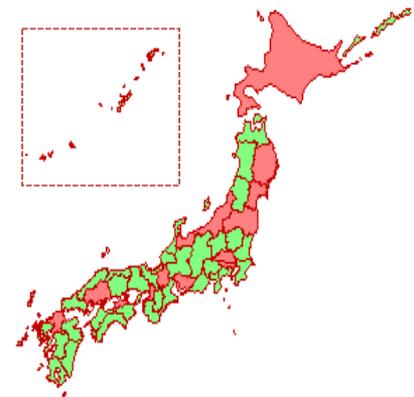
民間事業者が、それぞれ希望する水道事業者と自由に意見交換を行う。

開催実績

年度	開催実績
平成22年度	3回
平成23年度	3回
平成24年度	5回
平成25年度	4回
平成26年度	4回
平成27年度	4回
平成28年度	4回
平成29年度	4回
平成30年度	第1回(8/20) : 埼玉県 第2回(10/15) : 福島県 第3回(12/3) : 熊本県 第4回(2/15) : 愛知県



グループディスカッション



※平成30年度参加実績

- (第1回: 16水道事業者、36民間事業者、85人)
- (第2回: 14水道事業者、34民間事業者、83人)
- (第3回: 14水道事業者、38民間事業者、108人)
- (第4回: 15水道事業者、30民間事業者、78人)

■ : 既開催都道府県